

上野事務所ニュース

令和4年4月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimuso@sr2143.com

雇用保険料率の変更に ついて

令和4年度の雇用保険料率は以下のとおりに変更となります。今年度は、年度の途中で保険料率

が変更されます。労働者負担分が変更となるのは、令和4年10月以降となりますので、給与計算の際にはご留意ください。

***令和4年4月1日～令和4年9月30日**

	①労働者負担	②事業主負担	③雇用保険料率
一般の事業	3/1,000 (3/1,000)	6.5/1,000 (6/1,000)	9.5/1,000 (9/1,000)
農林水産・ 清酒製造の 事業	4/1,000 (4/1,000)	7.5/1,000 (7/1,000)	11.5/1,000 (11/1,000)
建設の事業	4/1,000 (4/1,000)	8.5/1,000 (8/1,000)	12.5/1,000 (12/1,000)

***令和4年10月1日～令和5年3月31日**

	①労働者負担	②事業主負担	③雇用保険料率
一般の事業	5/1,000 (3/1,000)	8.5/1,000 (6/1,000)	13.5/1,000 (9/1,000)
農林水産・ 清酒製造の 事業	6/1,000 (4/1,000)	9.5/1,000 (7/1,000)	15.5/1,000 (11/1,000)
建設の事業	6/1,000 (4/1,000)	10.5/1,000 (8/1,000)	16.5/1,000 (12/1,000)

() 内は令和3年度の保険料率

雇用関係助成 金の主な変更 内容①

令和4年度の雇用関係助成金について、厚生労働省より詳細が公表されています。ここでは

主な助成金に関する変更点を記載しますが、他にも内容が変更されている助成金があります。助成金についての詳細は、今後の事務所ニュースにて随時ご紹介します。

【両立支援等助成金 出生時両立支援コース】

男性労働者が育児休業を取得しやすい雇用環境整備や業務体制整備を行い、育児休業を取得した男性労働者が生じた中小事業主に助成するものです。令和4年度より、要件・支給額が変更となります。

＜主な要件＞

①第1種（男性労働者の出生時育児休業取得）

- ・育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ・男性労働者が子の出生後8週間以内に開始する連続5日以上（所定労働日が4日以上含まれていること）の育児休業を取得すること。

＜代替要員加算＞

- ・男性労働者の育児休業期間中の代替要員を新たに確保した場合に支給されます。

②第2種（男性労働者の育児休業取得率上昇）

- ・第1種の助成金を受給していること。
- ・育児・介護休業法に定める雇用環境整備の措置を複数行っていること。
- ・育児休業取得者の業務を代替する労働者の、業務見直しに係る規定等を策定し、当該規定に基づき業務体制の整備をしていること。
- ・第1種の申請をしてから3事業年度以内に、男性労働者の育児休業取得率が30%以上上昇していること。
- ・育児休業を取得した男性労働者が、第1種申請の対象となる労働者の他に2名以上いること。

＜助成額＞

①第1種	20万円
代替要員加算	20万円 (代替要員を3人以上確保した場合：45万円)
②第2種	・1事業年度以内に30%以上上昇した場合： 60万円<75万円> ・2事業年度以内に30%以上上昇した場合： 40万円<65万円> ・3事業年度以内に30%以上上昇した場合： 20万円<35万円>

* <>内は生産性要件を満たした場合の金額

安全運転管理 者の業務拡大 について

安全運転管理者制度とは、自動車を使用する事業所において、道路交通法の遵守や交通事故の防止を図るため道路交通法に定められている制度です。自動車5台以上（乗車定員11名以上のものは1台以上）を使用してい

る事業所では、安全運転管理者を選任し、公安委員会へ届出をしなければなりません。

安全運転管理者は、従業員に対する運転指導や車両の運行管理などを行いますが、令和4年4月1日より、安全運転管理者による運転者の運転前後のアルコールチェックが義務化され、安全運転管理者の業務が拡充されています。

①酒気帯びの有無の確認及び記録の保存

【令和4年4月1日施行】

- 運転しようとする者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。
- 上記確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること。

②アルコール検知器の使用等

【令和4年10月1日施行】

- 運転しようとする者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと。
- 上記確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること及びアルコール検知器を常時有効に保持すること。

アルコールチェックの対象となるのは、事業所の業務のために運転する者（私有車を業務で使用する場合を含む）です。通勤時のみ運転する者や、業務として終日運転しない者は対象外となっています。

アルコールチェックは、対面で行うことが原則とされており、運転を含む業務の開始前や出勤時及び業務の終了後や退勤時に行えば良いとされています。なお、事業所から離れた場所で運転を開始・終了する場合や休日・深夜勤務時など、対面での確認が困難な場合には、携帯型アルコール検知器を携行させるなどした上で、携帯電話等の運転者と対話できる方法による対面と同視できる確認が必要です。

アルコールチェックの内容は記録し、1年間保存します。法律で定められた様式はありませんので、次の必須事項を任意の様式で記録し、保存します。保存方法は、文書での保存以外に、パソコン等によってデータでの保存でも可能とされていますが、公安委員会から保存記録の提出を求められることがあるため、記録の表示や出力が可能な状態にしておく必要があります。

【記録しなければならない必須事項】

- 1 確認者名
- 2 運転者名
- 3 自動車のナンバー等
- 4 確認の日時
- 5 確認の方法

(1) アルコール検知器の使用の有無

* 令和4年10月1日から

(2) 対面でない場合には具体的方法
* 「電話で通話し確認」等を記載

6 酒気帯びの有無

7 指示事項

* 酒気帯びが認められた従業員について

8 その他必要な事項

10月1日以降は、アルコール検知器（呼気中のアルコールを検知し、酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できる機能を有するもの）を用いてアルコールチェックを行います。また、安全運転管理者はアルコール検知器を常時有効に保持しなければなりません。常時有効に保持するとは、正常に作動し、故障がない状態で保持しておくことですので、取扱説明書に基づき、適切に使用するとともに、検知器に定められた使用期限や使用回数を厳守しつつ、定期的に故障の有無を確認するなどの保守管理が必要です。

Q&A なぜなにどうして？



Q: 4月1日に入社した方が

2週間で退職することになり

ました。すでに社会保険の加入

手続きは行っていますが、保険料は控除して良いのですか？その他手続きで気を付けることはありますか？

A: 社会保険の資格取得手続きを行った同月内に退職した場合、その月1か月分の保険料がかかりますので、給与から控除してください。

ただし、厚生年金保険料については退職月と同じ月に、国民年金の加入手続きや厚生年金の資格取得をした場合、退職時に納付した厚生年金保険料（事業所負担分と本人負担分）が事業所へ戻ってきます。

流れとしては、退職者が新たな年金の加入手続きを行い年金保険料が納付されると、退職した事業所へ年金事務所より保険料に関するお知らせが届きます。保険料還付の請求を行うことで、退職月分の保険料が還付されるので、退職時に給与から控除した厚生年金保険料（本人負担分）は、退職者へ返してください。

一方、健康保険料と介護保険料は国民健康保険の加入手続きや新たな健康保険の資格取得をしても、戻ってくることはありません。